七(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　　樅谷川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
　広島県廿日市市宮島町字中西町一七〇番地内四等三角点宮島を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十二年内務省告示第百四十九号で指定した樅谷川に掲げる土地の区域を除く。）
　基準点から一四九度三五分三九秒　三九〇・四一四メートルの地点　一号
　標柱一号から七八度一分五五秒　三七・五四四メートルの地点　二号
　標柱二号から一三七度五一分三〇秒　一二・七七四メートルの地点　三号
　標柱三号から二一〇度一〇分四九秒　二九・一八一メートルの地点　四号

○中部地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月二十二日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百五十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岐阜市日野東四丁目四番一から関市山田字籃屋六六七番二まで	前	BA 九・二〇〜一〇六・〇〇	五・九一二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 二三・〇〇〜八三・五〇	二・六七一	
		BA 九・二〇〜一〇六・〇〇	五・九一二	
		二三・〇〇〜八三・五〇	二・六七一	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十二日　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百五十六号　岐阜市岩田西一丁目二五八番から同市岩田西一丁目二二二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月二十二日十二時

○近畿地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十二日　近畿地方整備局長　谷本　光司

八(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　　奥之谷川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
　広島県安芸郡海田町浜角一一一四番地内四等三角点寺迫を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第百三十号で指定した同号五及び平成十一年建設省告示第千七百五十九号で指定した同号十で掲げる土地の区域を除く。）
　基準点から三〇〇度四六分四八秒　一三六六・七五七メートルの地点　一号
　標柱一号から三二二度五九分四一秒　四・一九九メートルの地点　二号
　標柱二号から一三度二分四八秒　一三・〇三八メートルの地点　三号
　標柱三号から一〇八度六分四〇秒　五・八二二メートルの地点　四号

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
明石市魚住町清水字中岡二三〇三番一から同市魚住町清水字中岡二三〇四番一九まで	前	五〇・五〇〜五三・五〇	〇・〇二六キロメートル
	後	二二・〇〇〜五三・五〇	〇・〇二六

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十二日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加古川市平岡町高畑字皿池五三九番一から同市平岡町高畑字辻ヶ内三二九番一まで	前	四〇・〇〇〜四〇・〇〇	〇・〇一四キロメートル
	後	二二・〇〇〜四〇・〇〇	〇・〇一四

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十二日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加古川市東神吉町出河原字村前四一〇番二から同市東神吉町出河原字村前四〇二番二まで	前	四四・〇〇〜五〇・〇〇	〇・〇二四キロメートル
	後	二九・〇〇〜五〇・〇〇	〇・〇二四

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十二日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加古川市西神吉町岸字トビアタリ一三九番から同市西神吉町岸字野手一一四番二まで	前	四〇・〇〇〜四〇・〇〇	〇・〇一四キロメートル
	後	二二・〇〇〜四〇・〇〇	〇・〇一四

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所